◎新潟県告示第909号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成30年8月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 知事指定薬物の名称
 - (1) 2-(エチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン(通称名: Deschloro-N-ethyl-ketamine、<math>2-Oxo-PCE、O-PCE)及びその塩類
 - (2) メチル= 2 [1 (5 フルオロペンチル) 1 H インドール 3 カルボキサミド] 3, 3 ジメチルブタノアート (通称名: 5 F MDMB P I C A) 及びその塩類
- 2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められる ため。

3 指定の効力が発生する日 平成30年8月23日